

## 平成26年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年8月5日（火）午後2時 玉名市福祉センター B会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	23番	徳井 勝美	24番	田上 均	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了	30番	田上 輝行
31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海	33番	生田三之利	34番	堀田 昌子
35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

22番 小路 修三 25番 杉本 征子

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

### 議 題

第52号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第53号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第54号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第55号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第56号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第57号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第18号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第19号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） 皆さんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまから開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名中、坂西委員がちょっと遅れるということと、欠席が杉本委員、小路委員が欠席ということです。38名中今のところ35名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年度第9回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まずはじめに、会長にあいさつをいただき、引き続き、会議規則第4条により議長をお願いいたします。進行のほうも併せてお願いいたします。それでは会長、お願いします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日は雨の中、お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第52号より議第57号まで42件と報告第18号から19号までの9件が提案されています。慎重なる審議、よろしくをお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、楢本委員と荒木委員をお願いいたします。

-----○-----

## 2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第52号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） それでは始めたいと思います。議第52号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、小島の申請人で、申請物件、小島1235-1、田179㎡、相手方の要望と耕作便利による売買でございます。

2番、岱明町の申請人で、申請物件、小浜256-1、田1,015㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

3番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島9266-1、田2,069㎡外1筆、計の4,597㎡、子への一括贈与であります。

4番、天水町の申請人で、申請物件、岱明町西照寺1167、畑3,536㎡外

18筆、計20,445㎡、子への一括贈与であります。

5番、三ツ川と天水町の申請人で、申請物件、三ツ川4198-1、畑1,082㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

6番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町野口2950、田722㎡外3筆、計の3,422㎡、労働力不足、経営拡張による売買でございます。

合計6件の30,740㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2号の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても何ら問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。なお、6番については、申請人が農業委員本人となっておりますので、まず1番から5番までを審議いたします。それでは1番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 11番、竹下です。1番の案件について御説明いたします。譲受人は年寄りですけど農業を頑張っておられます。そしてまた、息子さんも認定農家で頑張っておられますので、許可相当と判断いたします。よろしく願いします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。2番の案件について説明いたします。譲渡人は労働不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。3番の件について説明します。譲渡人と譲受人は親子でトマトを作っており、何も問題なく許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番、生田です。4番の案件について説明をいたします。譲受人、譲渡人は親子関係であり、また同居もされております。何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。5番の案件について説明します。労働力不足と経営拡張ということで、譲受人は農業法人としてみかん等を広く経営されており、従業員も多数おられます。問題ないと思います。許可相当と判断します。以上

です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から5番まで原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第52号の1番から5番までについて、許可することに決定しました。

引き続き6番の審議に移りますが、申請人が農業委員となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条に基づき、議事参与の制限がありますので、委員の退席をお願いいたします。

（委員 退席）

○議長（東 令佐君） それでは、6番の担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田でございます。この物件は西平というところでございますが、譲受人、そしてまた譲渡人、労働力不足、それとまた経営拡張でございます。本人は先ほど委員長からの説明がありましたとおり、農業委員会の委員でございますが、その前に岱明町のまちづくり委員会、そしてまた小学校の農業体験などを幅広くやっております、小学校の生徒にですね、農業体験としてサツマイモ、その他の指導もやっております。年は取っておりますけれども本人も非常に頑張っておりますので、許可相当と判断いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） ありがとうございます。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請の6番については、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第52号の6番については、許可することに決定しました。

（委員 着席）

次に、議第53号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第53号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町下前原766-3、田721㎡、労働力不足と相手方の要望により、平成26年8月5日より5年間の契約であります。

2番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島9103-1、田5,484㎡、農業者年金受給により平成26年8月5日より10年間の契約であります。

以上、2件、合計の6,205㎡を御提案申し上げます。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので、御提案を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番の福田です。この物件につきましては、岱明町下前原、貸人のほうは公務員でございまして、それから、借人のほうは相手方の要望ということになっております。年は同じようなことでございますけれども、公務員あがりでなかなか農作業もままならないということで、相手方の要望のとおり貸人のほうに借りることになりました。下限面積も満たされておりますし、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。2番の件について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。農業者年金受給のための申請で、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第53号については、許可することに決定しました。

次に、議第54号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第54号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、伊倉北方2266-155、畑624㎡外1筆、計867㎡、当初計画によりますと、従業員の社宅、倉庫として利用する予定でありましたけれども、別の土地に倉庫等を建築したため必要がなくなりました。それによりまして継承するのが、太陽光49.5kwを建設する変更でございます。

以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西ですけれども、用途変更によるものでして、申請理由のとおり、別の場所に社宅と倉庫を設置というか建てましたので、この場所はいらなくなって、太陽光発電設置ということでございますので、これは問題なく許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 質問、御意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第54号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第55号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第55号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、伊倉北方2115、田546㎡外2件、計1,912㎡、太陽光発電施設49.92kwの建設による転用でございます。

2番、申請物件、伊倉北方2266-155、畑624㎡外4筆、計990.01㎡、これも太陽光発電施設45kwの建設による転用でございます。

3番、申請物件、大倉482、畑567㎡、これも太陽光発電施設28.8kw建設による転用でございます。

計3件、合計3,469.01㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。地元委員さん同行のうえ、現地調査を行っておりますので、どうぞ御審議よろしく願います。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番と2番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西でございます。1番の案件ですけれども、この現地は少し傾斜がついてまして、その下のほうに堤といいますか、そこにありますので、雨水対策としてはそこに雨水を持っていくという感じで、許可相当かと思われま。

2番の案件ですけれども、現在ここには排水路というかあればありませんので、自分ところで作ってから下の市道の排水路に雨水対策として流し込むということで、ここも何ら問題はなく許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、どうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。この現地はですね、これも縦長で長く山のほうに、南斜面の山のほうに続いているところで、雨水なんかもそっちのほうに自然と流すそうです。見た感じ本当に雑用地といいますかね、そんなふうになつとるところです。太陽光を設置をすればその辺もきれいになりやせんだろかというごたるふうな感じの土地です。そう思いまして、ここも許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第55号については、許可相当と意見決定することに決定しました。



次に、議第56号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第56号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、亀甲280-1、田1,050㎡外1筆、計1,871㎡、6区画の分譲住宅による転用でございます。

2番、申請物件、立願寺983、田76㎡、物置としての転用でございます。

3番、立願寺、1376-2、畑216㎡、共同住宅4世帯分の転用でございます。

次のページをお願いします。

4番、申請物件、築地209-1、田376㎡、個人住宅としての転用でございます。

5番、申請物件、滑石2164-1、田651㎡、個人住宅及び事務所兼倉庫建設による転用でございます。

6番、申請物件、大浜町1787-1、田411㎡、太陽光発電施設26.5kwの建設による転用でございます。

7番は8番と同一案件でございます。7番、申請物件、小島1235-3、田281㎡、個人住宅としての転用でございます。

8番、小島1234-3、田、217㎡、個人住宅としての転用でございます。7番と8番を合わせまして498㎡となっております。

9番、申請物件、片諏訪21-1、畑500㎡、個人住宅としての転用でございます。

10番、寺田139-1、畑248㎡外2筆、計401.5㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

11番、申請物件、大倉770-1、畑1,176㎡、太陽光発電施設49.8kwの建設でございます。

次のページをお願いします。

12番、大倉308-1、畑667㎡、太陽光発電施設47.52kwの転用でございます。

13番、申請物件、石貫909-1、畑827㎡、これも太陽光発電施設51.3kwの建設による転用でございます。

14番、申請物件、岱明町下前原947、畑158㎡、建売住宅としての転用で

ございます。

15番、申請物件、岱明町大野下488-2、畑330㎡、車庫、倉庫としての転用でございます。

以上15件、合計の8,158.5㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断したので、御提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行っております。どうぞよろしく御審議お願いをいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番から3番まで担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。場所はですね、ゆめマートの北側に位置しております。そこに宅地分譲というふうなことで、6区画の転用目的というふうなことで、給排水計画に問題は何もないというふうなことで、近隣に農地もなく、許可相当です。

2番の案件ですが、譲受人の自宅の裏に付随するところに仮の物置を設置するというふうなことで、給水等、それから排水の発生はないというふうなことで、何らこれも問題はございません。許可相当です。

3番の案件ですが、近隣に看護福祉大学があるというふうなことで、学制向けの2階建ての共同住宅4戸の申請でございます。西側に市道があり、給排水も何ら問題ないと思いますので、許可相当です。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。4番の案件につきまして説明いたします。この案件は、個人住宅地の中に1カ所残った農地でありまして、これを転用することによって何ら問題も生じませんので、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。譲受人は、現在会社員で申請地に個人住宅並びに事務所兼倉庫を建設する予定であります。周辺の条件については、北側と西側は市道になっておりますが、東側が農道、南側が排水路になっております。東側はブロックで土砂の流出を防ぐ措置を行なうため、営農の条件に障害ないものと思われれます。給水については、市道と上水道が通っており、生活排水には合併浄化槽を処理し、排水する計画です。雨水については、自然浸透と排水路に流します。現地調査の結果、本件は許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 7番、永田です。6番の案件について御説明いたします。譲受

人が現在進めております自己所有地に太陽光発電施設を建設中でありまして、そのすぐ横に隣接する現在ここに出ております411㎡の譲渡人の土地があります。そこが大体雑木あるいは竹藪みたいな繁茂した状態で放置されておりましたので、実際そこに入っていきにしてもこの譲受人の土地を通らなければいけないような状態でありましたので、渡人に相談して売買が成立し、今回の太陽光発電施設の増設といったわけでございます。給排水計画は排水のみでありまして、雨水のみ自然浸透とし、造成中あるいは造成後の被害防除策についても、周囲に対しまして被害、迷惑をおよぼすことはなく、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、7番と8番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○11番（竹下宏介君） 11番、竹下です。7番、8番の案件について併せて説明いたします。

小島集落内に個人住宅へ転用する案件です。転用面積は、7番、8番、合わせて498㎡です。生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水については、敷地内の集水枡で汚水と合流し、北側の水路に合流します計画です。被害等はないものと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） はい、次、9番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。ここは個人住宅でございます。現地確認の時点では、給水のほうが取水を使うかボーリングをするかということはまだはっきり決めてなくてですね、事務局のほうに連絡するということでありました。雨水は側溝に流す、雑排水は浄化槽を通じて側溝に流すということで、何ら問題はなく許可相当かと思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、10、11、12は、委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。この案件について説明します。

これは以前にもこの同じ場所をですね、個人住宅という形であっておりましたが、給水はですね、地下ボーリングをしてそれを利用するというので、あと生活雑排水はですね、合併浄化槽を使いまして、市道の側溝に流すということです。これも何ら問題なく許可相当と思ひました。

次、11番の案件ですね、この太陽光は何しろ広い硬い土で、雨水の流れがあるかと思ひましてですね、ここに溜め枡を作って市の側溝に流すために、ちょっと流水のスピードを弱めるということで、その他はまず問題ないと思ひまして、これも許可相当と思ひました。

それから、12番の案件も太陽光発電ですけれども、ここにはですね、南側に民

家がありまして、そこの民家の方のほうに少し傾斜がありますので、ブロックを2段ほど積んでその民家のほうに流れ込みを防ぐということであって、西側のほうにですね、山のほうにちょっと昔ながらの少し段差があった水流しというところがありますので、そっちのほうに流すということで、これも近隣の民家に一応許可を取ってあるということで、今のところは問題ないと思います。許可相当と思いました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、13番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。貸人と借人は親子関係でございます。今回の申請は太陽光発電施設ということで、51.3kwの270枚の規模の施設でございます。この農地につきましては、以前改田されておりまして、雨水につきましては、その改田されておりまして排水路が、その末端の準用河川のほうに接続されておりまして、周囲は土留めをして、その内側の雨水についてはこの排水路を利用して準用河川に持っていくということでございます。南側につきましては、何ら住宅も何もございまして、何も被害はないものと判断いたしました。許可相当と判断いたしました。以上でございます。

○議長（東 令佐君） はい、次、14番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。今回提出されてる案件は、利用計画1,975㎡の一部でございまして、また158㎡でございまして、場所といたしましては、玉名工業高校の南東に位置して、学校、そしてまたショッピングセンターなど生活環境がよい住宅地として適した場所でもあります。もともとこの場所の隣、1,975㎡の中の土地はですね、1戸建てのアパートが9件ほど建ったところでございます。現在は更地になっております。老朽化に伴って更地になっております。そこで今回のその事業計画が提出された中の1期工事として、建売分譲住宅3棟が計画された中で、その中の面積の一部が158㎡の農地転用であります。給排水につきましては市の水道を使い、そしてまた、内部のほうに計画道路を引き込んでありますので、そこに分配するという形になっております。下水につきましては市の公共下水道を利用し、雨水に関しましては地下浸透により処理し、それで処理しきれない分については、西側に道路がございまして、その側溝に流すという計画でございます。

被害防除計画につきましては、土砂等の流出を避けるために、流出の恐れがある所については土留めを設置すると。建築確認いたしましたけれども、周囲に迷惑をかけるようなこともないように思いましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、15番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。15番の案件について説明します。

申請地は、申請地の実家の横の農地です。申請人は実家の倉庫を改造し、住まいを構えて、申請地に車庫と倉庫を建築する計画です。雨水は周囲に溜め枡を設けて、西側の市道の側溝に放流する計画だそうです。周辺に農地はありませんので、他の農地に被害をおよぼすことはないと思われます。現地調査の結果、本件は許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第56号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第57号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第57号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年8月5日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。11ページから14ページまでの15件の集積であります。14ページをお願いいたします。

所有権移転、1件、19,908㎡、利用権設定、14件、50,962㎡、合計15件、70,870㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第57号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

### 3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第18号から報告第19号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第18号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立しましたので、この旨の通知を受理しましたので報告申し上げます。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は8件の解約を受理しております。

17ページをお願いします。報告第19号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので御報告申し上げます。平成26年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件を受理しております。以上であります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

-----○-----

### 4. その他

○議長（東 令佐君） ないようですので、その他に移りますが、その他は何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

### 5. 閉 会

○議長（東 令佐君） それでは、ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

閉 会 午後2時51分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年8月5日

玉名市農業委員会会長                      東    令佐

農   業   委   員                              楸本 勝利

農   業   委   員                              荒木 まつ子